

広報

SUGINAMI

すぎなみ

平成18年 6/1 NO.1766

特集号

●都市型水害への対策を強化します



●発行/杉並区
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎ 3312-2111
FAX 3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

(発行日) 毎月1日・11日・21日

9月4日を忘れない

都市型水害への対策を強化します

昨年9月4日の集中豪雨では、1時間に110mmを超える記録的な大雨に襲われ、床上・床下浸水など約2300件という大きな被害を受けました。今後もこのような大雨の降る可能性があります。これから雨の季節を迎えるにあたり、区の「都市型水害の減災対策」の取り組みと、区民の皆さんの大雨に対する備えについて、お知らせします。

問い合わせは、建設課または防災課へ。

水害に強いまちづくり



地下室への浸水防止(5月14日の水防演習)

雨水流出抑制対策を推進します

- ・透水性舗装道路の整備
 - ・公共施設へ雨水浸透施設の整備
 - ・民間施設へ雨水浸透対策の促進と助成
- #### 水害に強い建物づくりを推進します
- ・地下室の浸水対策の指導
- #### 河川、調節池、下水などを整備します
- ・河川激甚災害対策特別緊急事業(17年度から5年間)
 - ・環七地下調節池事業(54万m³の貯留)
 - ・和田弥生下水幹線事業(15万m³の貯留)



住民による土のう積み(5月14日の水防演習)

水害対策

区が取り組む水防対策

区民への情報提供を強化します

- ・防災無線放送(警報発令、河川溢水の恐れの時など)
- ・ケーブルテレビで警報情報を放送(上記内容を7月から)
- ・河川水位警報機で警報を発信
- ・メールによる注意情報の配信(事前登録が必要。7月から)
- ・区ホームページで気象情報・雨量・河川水位情報を発信(7月から)
- ・水防パンフレット 洪水ハザードマップ(改定版)付の配布(7月)

職員の参集体制を強化します

- ・都市型災害対策緊急部隊(142名)の参集。大雨洪水警報発令で、ただちに職員が参集し緊急対応活動を行う

水防機能を強化します

- ・水防基地の設置(土のう、排水ポンプなどの機材置場)
- ・河川の水位計、雨量計、警報機の改修と増設
- ・河川状況監視カメラの設置(19年度から)
- ・浸水報知器モデル設置(井草川遊歩道などの低地にモデル的に設置)
- ・浸水状況予測システムの整備

区民や地域での日ごろからの備え

気象情報を収集しましょう

- ・テレビ、ラジオなどから情報収集
- ・防災無線・河川水位警報機から情報収集
- ・区ホームページから情報収集
- ・メール配信サービスの登録(申し込みは7月1日から区ホームページで)



家庭での水害対策をとりましょう

- ・側溝・雨水ますをふさがない(道路の側溝の清掃、枯れ葉などの除去)
- ・土のう・簡易水のうの用意(雨季前に調達)
- ・排水ポンプの設置
- ・避難方法の確認(上階に避難、避難所への避難)車の移動

地域での助け合いをしましょう

- ・近隣との日ごろからの交流
- ・地元での水防訓練への参加

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
☎ #8800 または ☎ 3372-8800
区役所いつでも電話サービス

歩きながら、元氣と文化が、すぎなみ
生まれる街。

家庭でもできる 水害対策



水が迫ってきたときは、冷静な行動が必要です。しかし、いざとなるとなかなか動けないものです。小さな心がけが大きな安心につながります。日ごろから進んで予防策をとりましょう。

土のうを貸し出します
日ごろから土のうなどを準備しておきましょう。区では希望する方には土のうを事前に配布します。急な雨のときは、土のうを配置するのが難しいため、雨季の初めに早めの連絡をお願いいたします。

土のうがない場合は、ごみ袋などを簡易水うのとして使用することができ（図1）。

また、下水からの逆流を防ぐため、風呂場や浴槽、トイレの排水口を水うのなどでふさぎましょう（図2）。

土のうの貸し出しは、杉並土木事務所 ☎ 3315 4178 へ。

側溝・雨水ますをふさがらない
道路の側溝や雨水ますには、車を取り入れるためのブロックや商品棚などを置かないようにしましょう。

雨水の吸い込み口は、枯れ葉などでつまらないように掃除をしましょう。

排水ポンプの設置
地下室・地下倉庫のある施設は、もしもの浸水を考えて排水設備（ポンプなど）を取り付けるなど準備しましょう。

排水ポンプ購入費の半額（上限二万円）の助成を行っていますので、防災課へお問い合わせください。

大雨の時の地下室は危険
半地下住宅では、大雨が降り始めたらすぐに上階へ避難してください。地下水害は図3のような特徴があり注意が必要です。

大雨の時の避難方法 **すくいは外に出ない**
一般住宅は二階へ、集合住宅では上階へ避難するなど安全な場所へ一時的に避難します。

〈図3〉浸水により起こる危険な事態

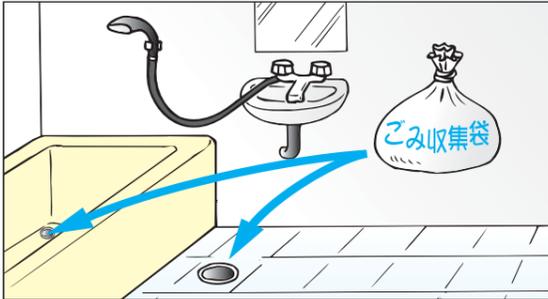


平屋にお住まいの方や援護が必要な方は、事前に、近隣の家など避難する場所を確保してください。

水が引いてきたら、避難所へ避難するなどの対応が安全です。

車は高台へ移動してください。

〈図2〉簡易水うのによる風呂場と浴槽の排水口の逆流防止



〈図1〉簡易水うの作り方



水害に強い建物づくり

地下室の浸水対策の指導

区は、浸水被害の軽減を図るため「杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱(以下「指導要綱」という)」を定め、2月27日に施行しました。「指導要綱」に基づく「浸水のおそれのある地域」に地下室を設置する場合、建築主は、建築確認申請などの前に浸水対策届出書を区に提出することが必要です。

浸水対策届出の必要な地域の変更

ハザードマップの改定に伴い、「指導要綱」の「浸水のおそれのある地域」を、6月1日から「杉並区洪水ハザードマップに表示する浸水予想区域図による地域および浸水実績として図示した地域」に変更します。

☎建築課建築企画係

雨水の流出抑制対策

区では、雨水をできるだけ限られた地域に浸透させるために「透水性舗装」「雨水浸透ます」「浸透地

そのほか、区と都は次のような治水対策を進めています。

さらに近年は、河川や下水道の整備水準を上回る豪雨が増加しているほか、地下利用の増加や都市機能の集積などにより、浸水時の被害が拡大する傾向にあります。

雨水浸透施設設備費の助成

助成施設	雨水浸透地下埋管・雨水浸透ます
対象者	敷地面積1000㎡未満で、新築・増改築・既存の住宅などを所有する個人
助成額	最高限度額40万円



水害に強いまちづくり

河川激甚災害対策特別緊急事業

都建設局は、平成21年までの五年間の予定で、堀ノ内・大宮地区で河川断面の拡大や、洪水を一時的に貯留する調節池の整備など、水害の早期軽減を図るための事業を行います。

環七地下調節池事業

都建設局は、環状七号線の地下四〇mに川からあふれた水をためる調節池の建設を行っています。第一期工事(二四万㎡)は完了し、昨年9月から第二期工事分(三〇万㎡)について善福寺川から取水を開始しています。

和田弥生下水幹線事業

都下水道局は、環状七号線から環状六号線までの本郷通りの地下五〇mに雨水を一時ためるための巨大な下水道管の建設工事(一五万㎡)を進めています。19年度に完了予定です。

都下水道局からのお知らせ

都下水道局では、6月を「浸水対策強化月間」として施設の総点検を行うなど、浸水対策に取り組んでいます。都下水道局のホームページ <http://www.gesuui.metro.tokyo.jp/> で、東京の降雨情報「東京アメッシュ」と下水道台帳(布設状況)がご覧になります。

☎都下水道局西部第一管理事務所 ☎ 3366 6960



古紙配合率100%再生紙を使用しています